別　紙

住宅用火災警報器に関するアンケートの結果について

＊ アンケートの設問及びその他回答の意見は原文のまま掲載しています。

【問１】　お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

１．一戸建て	６０件（５８．８％）
２．共同住宅等（賃　貸）	１９件（１８．６％）
３．共同住宅等（持ち家）	２３件（２２．６％）

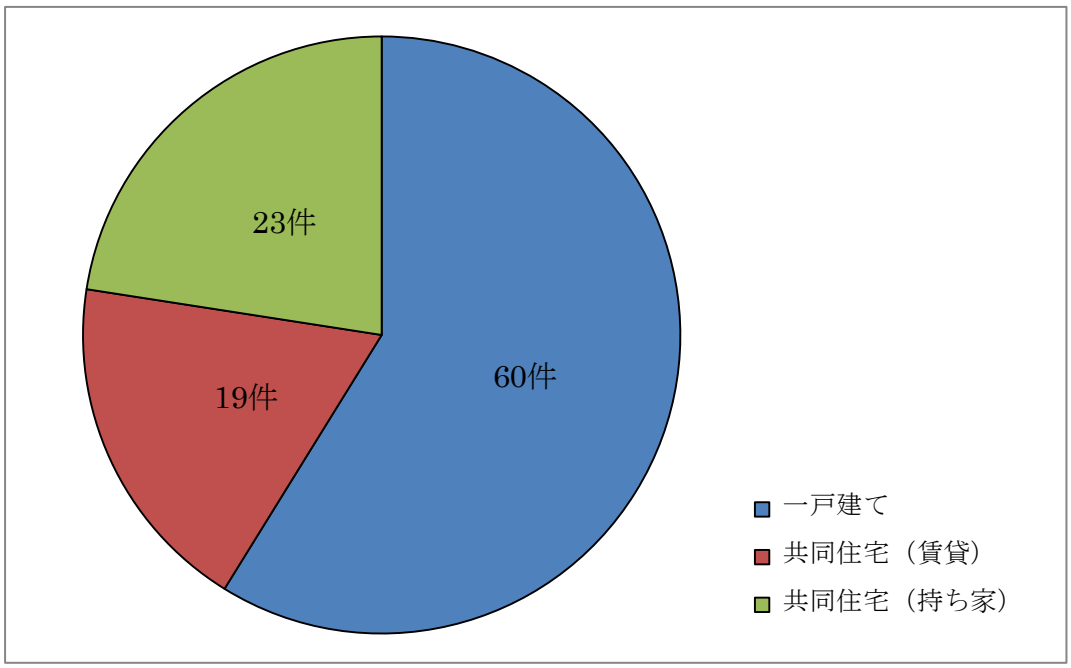

【問２】条例により住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置が義務付けられている住宅の部分全てに警報器が設置されていますか。

〔条例に基づき警報器の設置を義務付けられている住宅の部分〕

・就寝の用に供する居室（寝室・子ども部屋）

・階段（寝室が２階以上の階にある場合）

１．設置している（全部設置）	６７件（６５．７％）
２．一部設置している（一部設置）	２１件（２０．６％）
３．設置していない（未設置）	１４件（１３．７％）

自動火災報知設備の感知器が室内に設置されている場合は１．としてください。

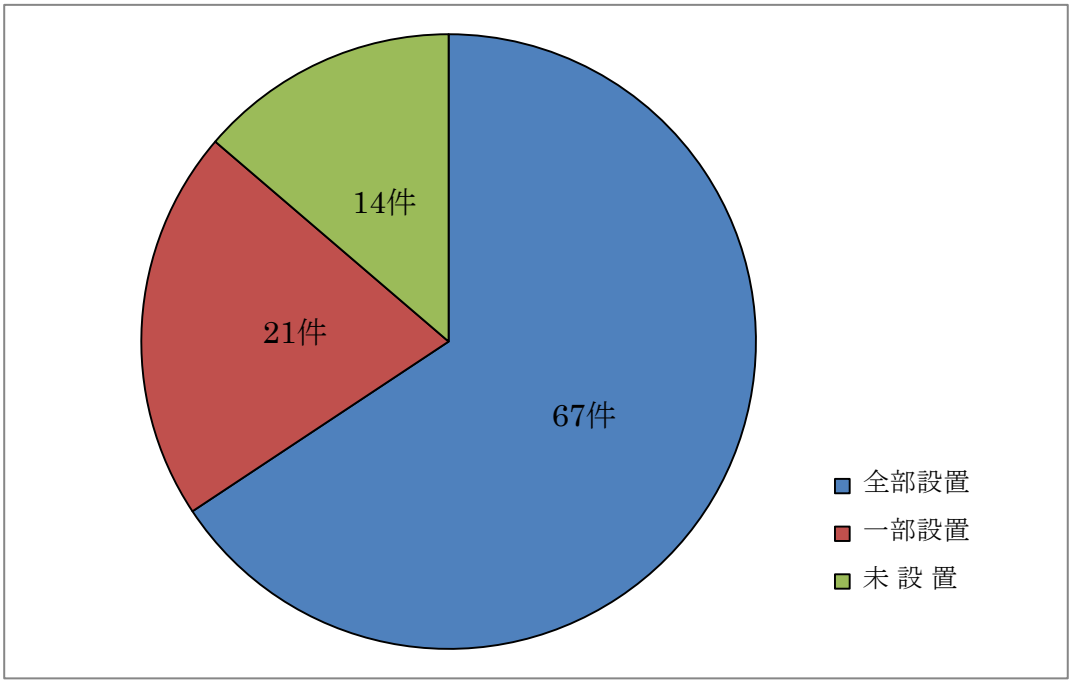

※　住居形態毎の設置状況については次のとおりでした。

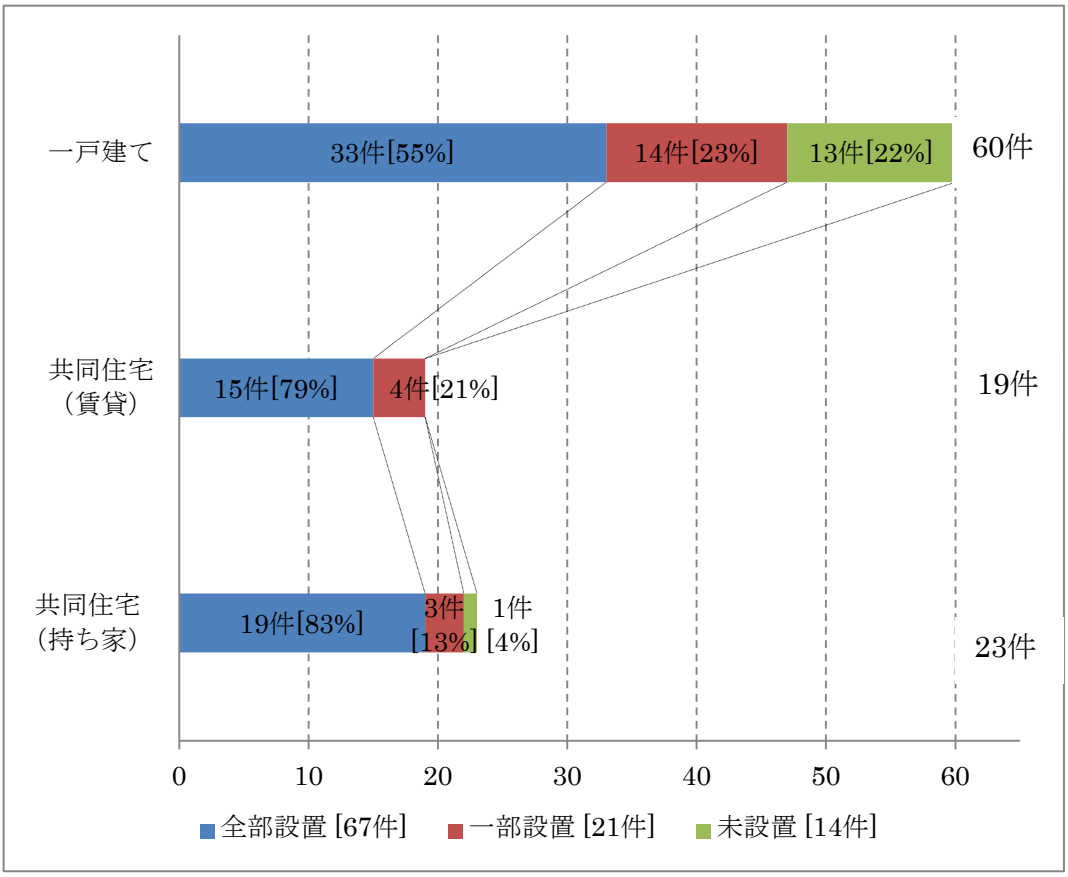

【問３】問２において、２．もしくは３．とお答えいただいた方への質問です。

警報器の設置についての予定は、次のうちどれに該当しますか。

１．購入により設置する

２．リースにより設置する

３．今のところ設置する予定はない

４．その他

・購入したがまだ設置していない。
・公営住宅なので自分でつける必要がないのでは?と思う。
・賃貸住宅のため借りた時のままである。借りたときは居間についていたが寝室にはついていない。

※検討中の場合は３．としてください。

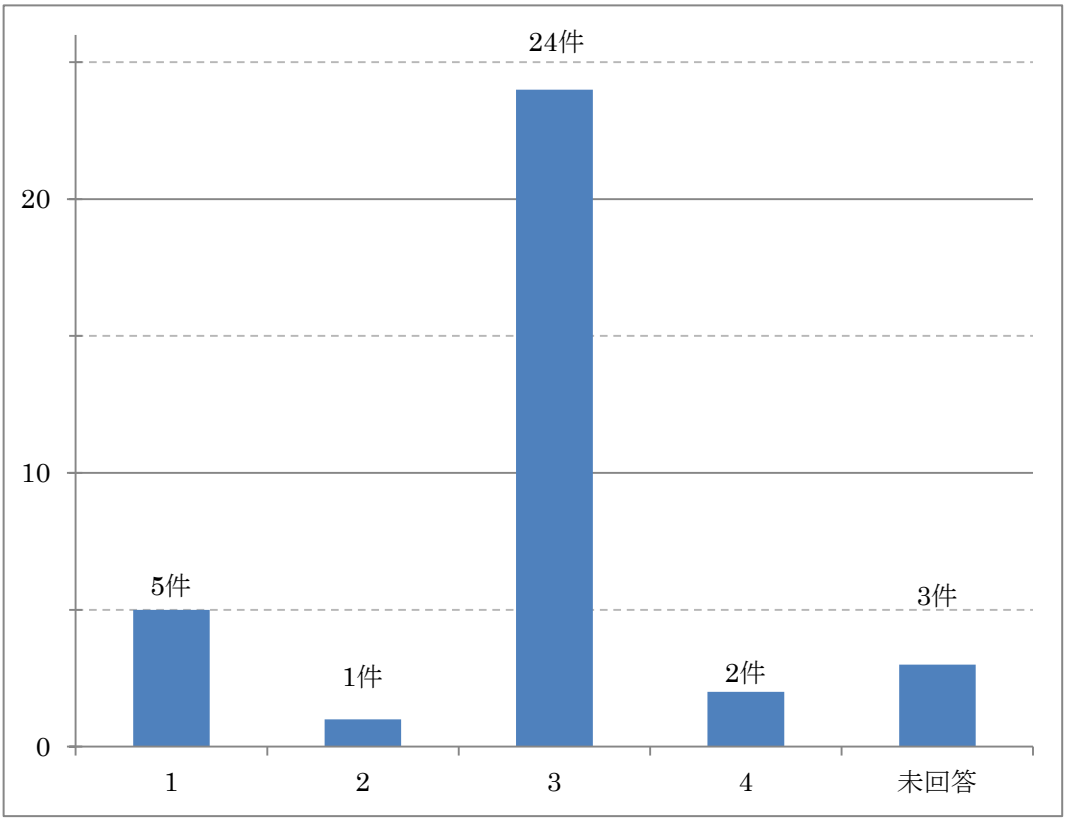

【問４】問３において３．とお答えいただいた方への質問です。

警報器を設置が進まない理由は、次のうちどれに該当しますか。

１．警報器の値段が高い
２．販売店や取扱店がわからない
３．効果に疑問を感じている
４．今まで設置が義務づけられていることを知らなかった
５．家主等が設置してくれると考えている
６．その他（意見）
- 火を使う場所のみと考えている。
- あまり考えていなかった。台所にはある。
- 警報器の設置は火を使用する場所(御勝手)近くで良いのではないですが、各室では多く感じる。階段部分が入っていませんでしたか
- 寝室全てに設置しなくても１・２階聞こえる場所なら大丈夫かと思い。２か所設置している。
- 誤作動が心配（長期出張などの）
- 建替えのため
- 自分で買いに行き、つけるのが手間。
- 火の取扱いには気を付けている。
- 記載なし

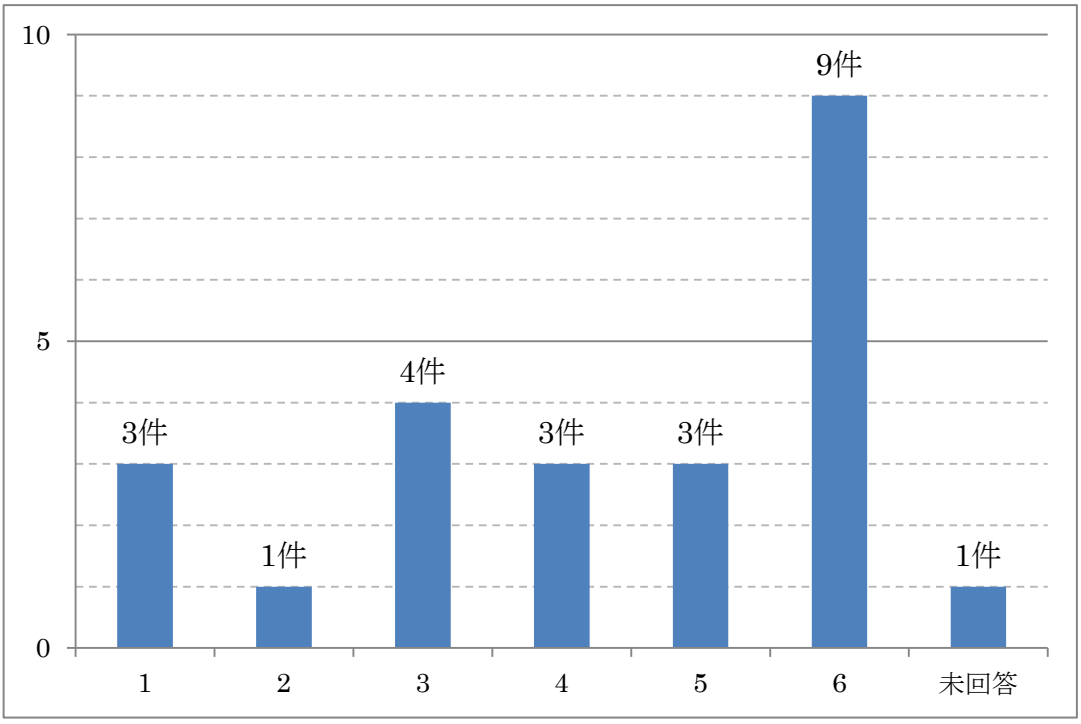

【問５】問２において、１．もしくは２．とお答えいただいた方への質問です。

設置した警報器が鳴ったことがありますか。

１．はい	１８件（２１．７％）
２．いいえ	６５件（７８．３％）

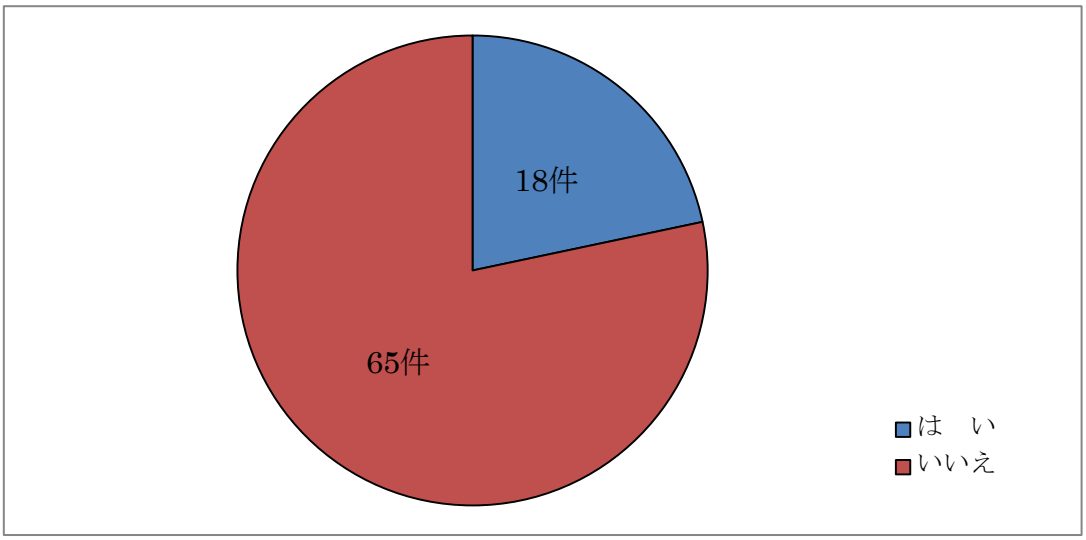

【問６】問５において、１．とお答えいただいた方への質問です。

警報器が鳴った原因は、次のうちどれに該当しますか。

［複数回答可］

１．火災・ぼや・火気による煙・熱が原因によるもの

２．警報器の誤作動：燻煙式の殺虫剤を散布

３．　〃　：魚を焼いた煙やコンロで鍋を空焚きした煙など

４．　〃　：炊飯器、湯沸かし器、電気ポット等の湯気

５．警報器の電池切れや故障

６．その他（意見）

・良く判らなかった。エラーのようです。
・焼肉をしたとき
・確認用のテストでならした。

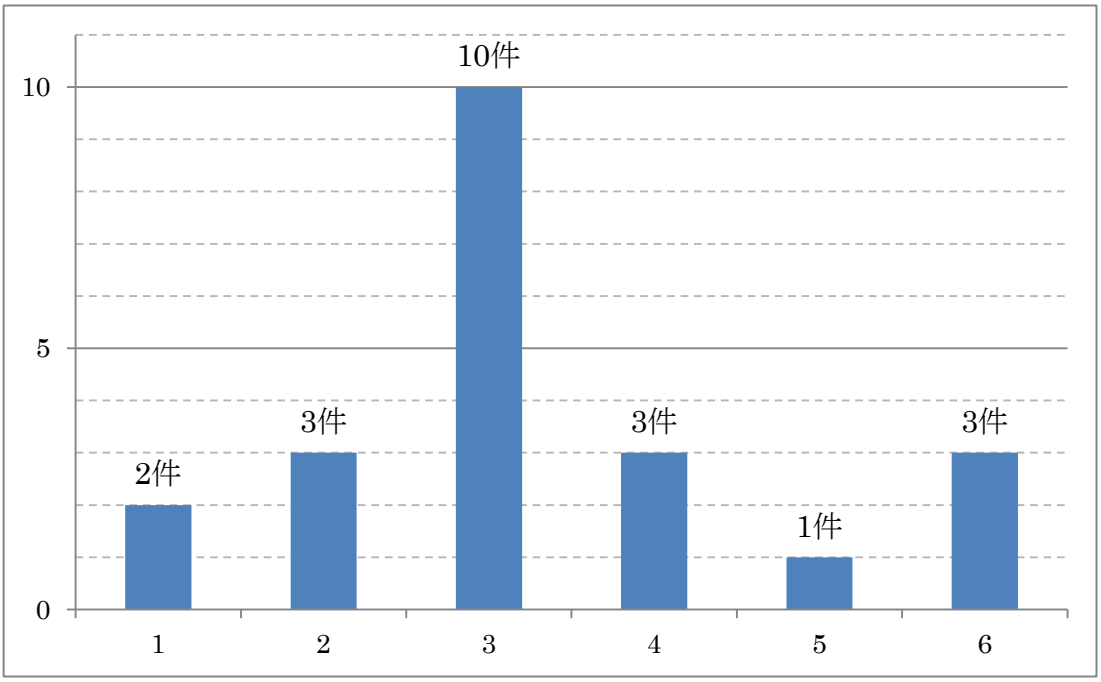

【問７】問２において、１．もしくは２．とお答えいただいた方への質問です。

設置した警報器の日頃の点検やお手入れはしていますか。

１．ほぼ毎日
２．週に１回程度
３．月に１回程度
４．半年に１回程度
５．年に１回程度
６．特に何もしていない
７．その他

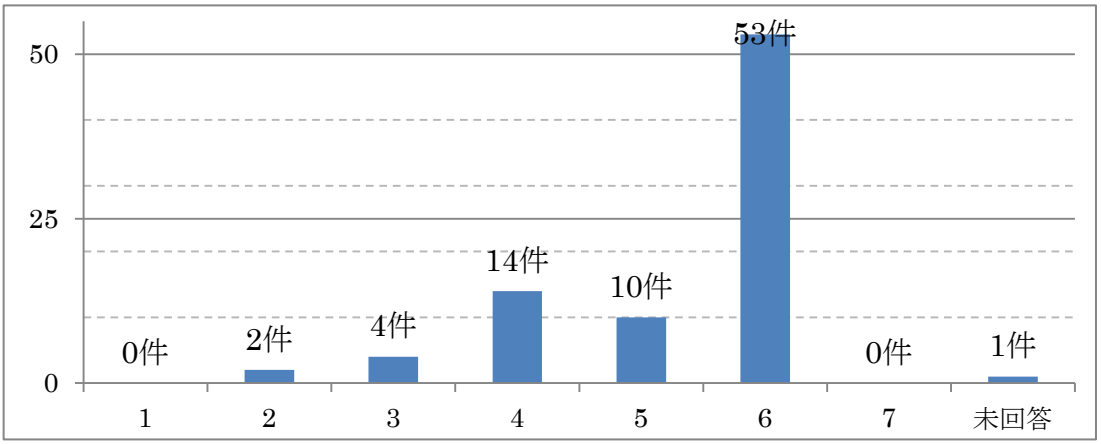

【問８】問７において、６．と７．を除くお答えいただいた方への質問です。

警報器の具体的な点検方法は、次のうちどれに該当しますか。［複数回答可］

１．警報器に付いたホコリや汚れを布等で乾拭きしている
２．警報器のボタンを押して差動テストをしている
３．電池の交換時期を確認している
４．警報器の取扱いについて、取扱説明書で確認している
５．その他（意見）
- ？
- 警報器が作動している点滅ランプを確認
- 管理組合より定期的に点検が入る。
- マンション管理の方が点検して下さっています。
- 業者年２回
- 記載なし

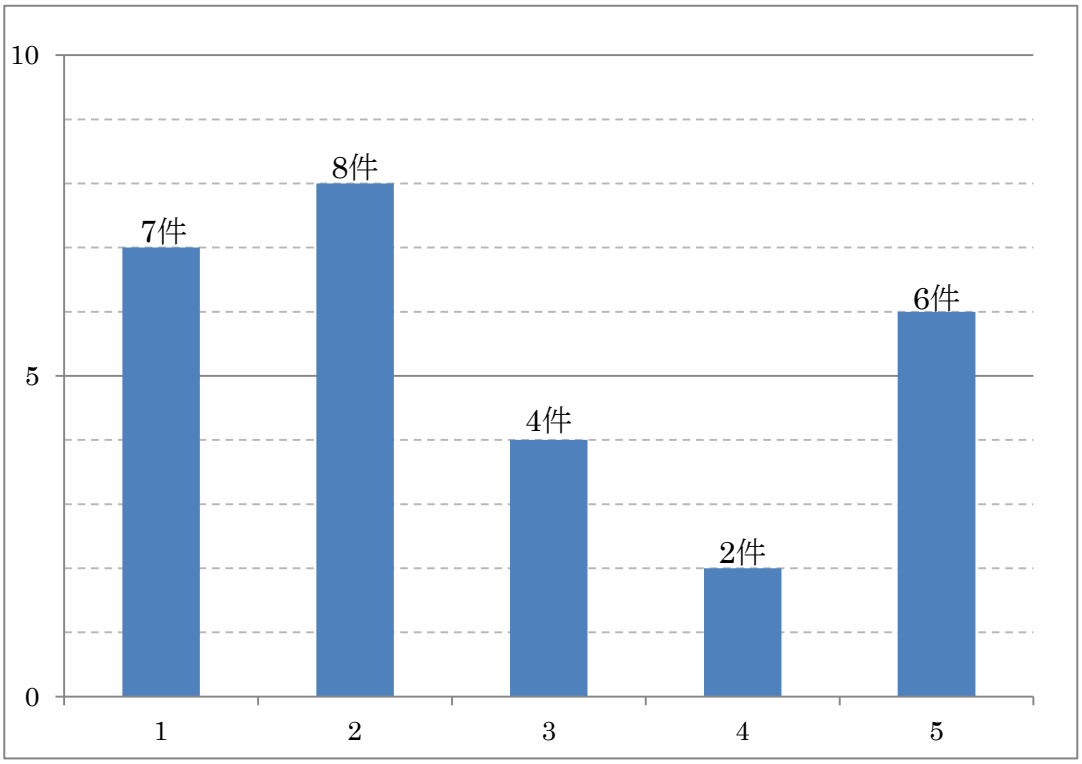

【問９】警報器の義務化を知ったのは、次のうちどれに該当しますか。

［複数回答可］

１．新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて
２．市広報紙（広報ながくて、ホームページ）を通じて
３．警報器のポスターやパンフレット等を通じて
４．自治会や町内会などの回覧板を通じて
５．家族、友人、知人を通じて
６．防災講習会等で来た消防職員を通じて
７．インターネット等からの情報を通じて
８．市が開催するイベント（市民まつり、消防出初式）を通じて
９．その他
- 新築時、ﾊｳｽﾒｰｶｰが教えてくれた。
- 家を建てる際。
- マンション購入
- この調査票で。
- 以前住んでいた社宅の管理事務所からの連絡と設置により知りました。
- 家主さんからのお知らせ
- 住宅メーカーより
- 新築の際住宅メーカーから説明を受けて
- 家を建てる時に住宅メーカーより聞いた。
- 記載なし（７件）

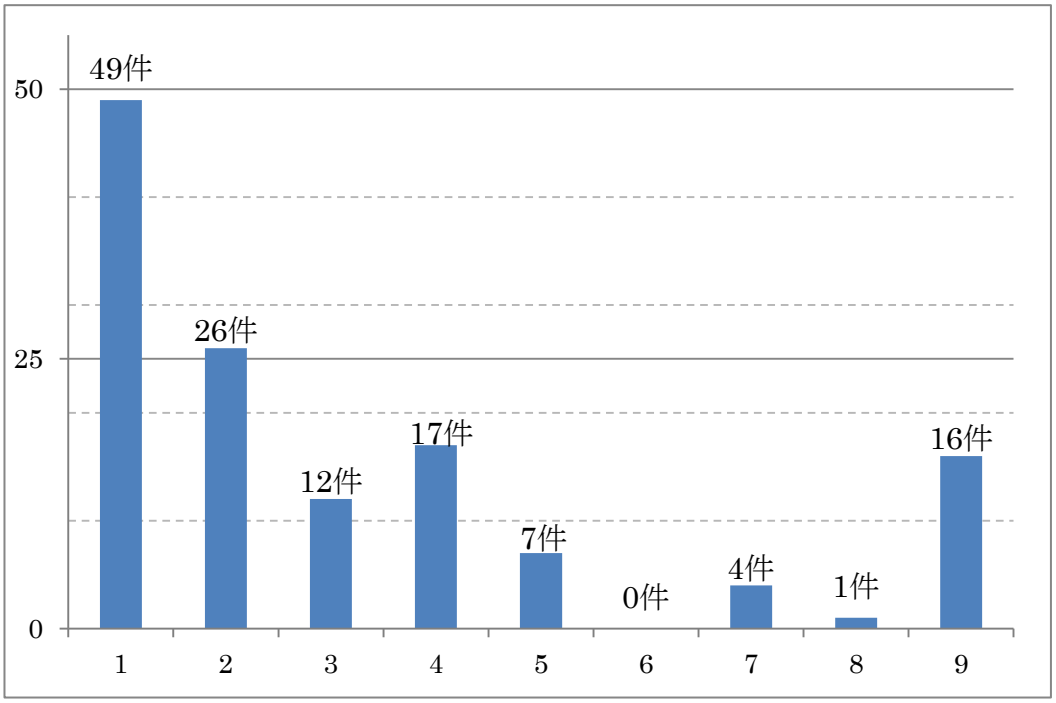

【問 10】警報器の設置率を向上させるには、次のうちどれが効果的であると考えますか。［複数回答可］

1．価格が安くなる

2．公的助成（補助）がある

3．もっと宣伝や広報を行う

4．自治会や町内会等で共同購入できるようになる

5．業者が取り付けてくれる

6．性能が良くなる

7．その他

- 外出中、警報器が紗移動した時、消防所に直結する何らかの方法が無いと、取り付ける意味が少ない
- 誤作動の場合の機能
- 通報機能付きになる。
- みんなの意識や危機管理が低い場合はどれでも効果ないのかも
- 立入調査をして取り付けていない家庭を罰則化する。
  →ここまでやらないと無関心な人たちは動きません。
- 賃貸ﾏﾝｼｮﾝの場合、ｵｰﾅｰﾉ意志により左右されるので、しっかり全室つけるように指導してほしい。
- 無料にする。
- 罰則を与える
- 目立たないものにする。

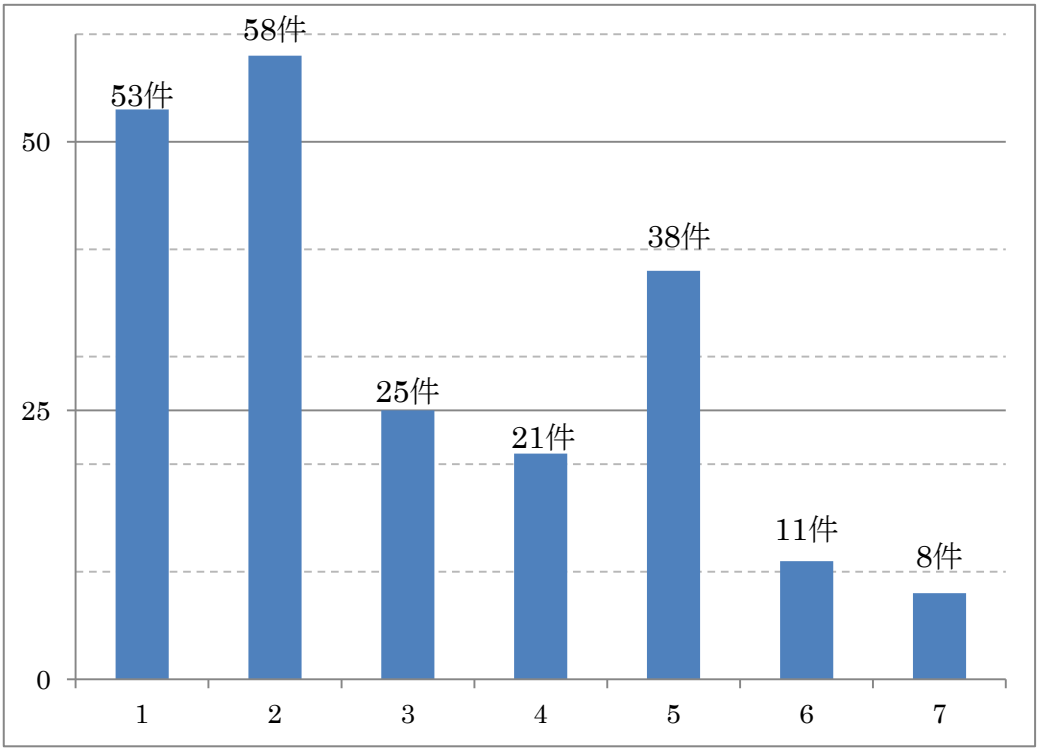

【問11】万一に備えてご家庭でどのような準備をされていますか。

［複数回答可］

１．消火器（住宅用消火器を含む）
２．エアゾール式簡易消火具
３．住宅用自動消火装置
４．水バケツ
５．避難器具（避難はしご等）
６．カーテンやじゅうたん等に燃えにくい素材(防炎品)の使用
７．安全機能付調理器具
８．ガス漏れ警報器
９．裸火（石油ストーブ・ろうそく・線香）を使用しない
10．特に何もしていない
11．その他 ・火気を使用しない。 ・マンション対応。

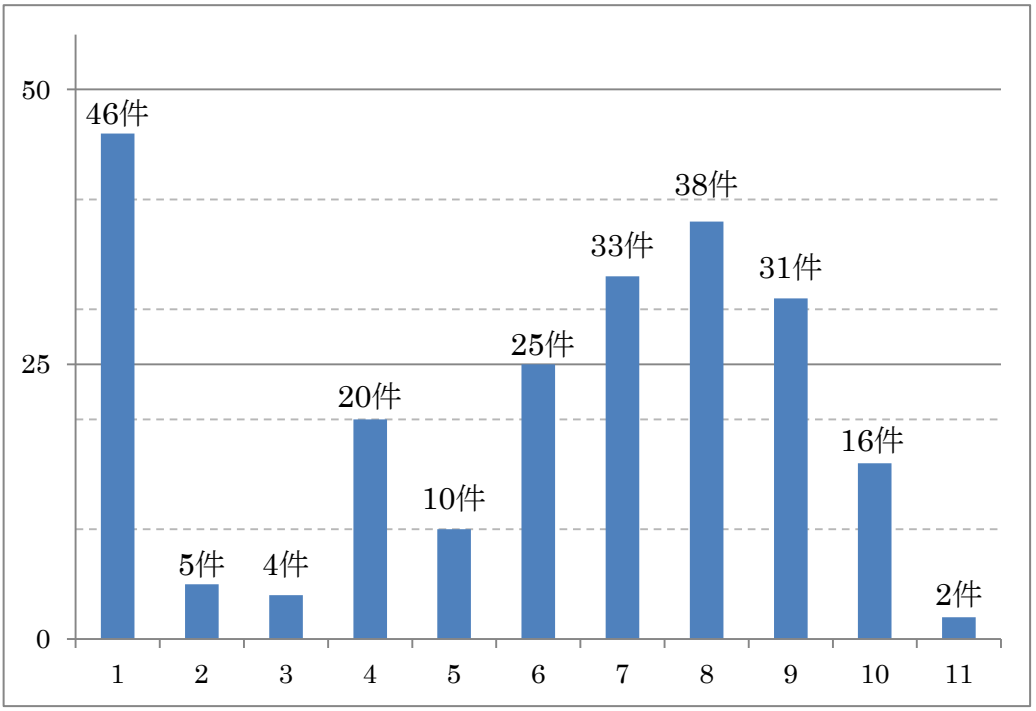

【その他】アンケートの他、次のコメントがありました。

・日々、私たちの生活を守っていただき感謝します。隊員の皆さまの健康をおいのりいたします。

調査結果のまとめ

本市における一戸建ての割合が５８．８パーセント、共同住宅を含めた持ち家率は８１．４パーセントと高いことがわかります。

また、住居形態で設置率を比較すると共同住宅における全部設置がおよそ８０パーセントであるのに対し、一戸建ては５５パーセントと低い値を示しており、既存住宅における設置が進まないことが伺える。

さらに未設置世帯における警報器を設置する予定がない考えを示していることと、かつ設置が進まない理由も様々であることから継続して警報器の未設置世帯に対し引き続き設置促進を図る必要があります。

次に警報器の日ごろの点検やお手入れは特に何もしていないという意見が最も多く、具体的な点検方法も様々であるため、いざという時に警報器が適正に機能するよう維持管理の重要性を謳い、正しい知識の周知を図る必要があります。